

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 12 月 12 日

岩手県議会議長 渡 辺 幸 貫

岩手県議会規則第 2 号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和 31 年岩手県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
	<p style="text-align: center;"><u>第15章 協議又は調整を行うための場</u></p> <p><u>第115条 法第100条第12項の規定に基づき、同項の議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次のとおり設ける。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">名 称</th> <th style="width: 35%;">目 的</th> <th style="width: 20%;">構成員</th> <th style="width: 30%;">招集権者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全員協議会</td> <td>議会運営の基本的事項又は議長が必要と認める事項に関し協議又は調整を行うため</td> <td>全議員</td> <td>一般選挙後最初に行われるものにあつては事務局長、その他のものにあつては議長</td> </tr> <tr> <td>議会運営世話人会</td> <td>議会運営委員会委員が選任されるまでの間、議会運営委員会の調査すべき事項に関し協議又は調整を行うため</td> <td>交渉団体である会派において指名した議員</td> <td>事務局長</td> </tr> <tr> <td>正副常任委員長会議</td> <td>常任委員会の運営又は調査に関し協議又は調整を行うため</td> <td>常任委員会の正副委員長である議員</td> <td>議長</td> </tr> <tr> <td>正副特別委員長会議</td> <td>特別委員会（当初予算又は決算に係るものを除く。右欄において同じ。）の運営又は調査に関し協議</td> <td>特別委員会の正副委員長である議員</td> <td>議長</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	目 的	構成員	招集権者	全員協議会	議会運営の基本的事項又は議長が必要と認める事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	一般選挙後最初に行われるものにあつては事務局長、その他のものにあつては議長	議会運営世話人会	議会運営委員会委員が選任されるまでの間、議会運営委員会の調査すべき事項に関し協議又は調整を行うため	交渉団体である会派において指名した議員	事務局長	正副常任委員長会議	常任委員会の運営又は調査に関し協議又は調整を行うため	常任委員会の正副委員長である議員	議長	正副特別委員長会議	特別委員会（当初予算又は決算に係るものを除く。右欄において同じ。）の運営又は調査に関し協議	特別委員会の正副委員長である議員	議長
名 称	目 的	構成員	招集権者																		
全員協議会	議会運営の基本的事項又は議長が必要と認める事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	一般選挙後最初に行われるものにあつては事務局長、その他のものにあつては議長																		
議会運営世話人会	議会運営委員会委員が選任されるまでの間、議会運営委員会の調査すべき事項に関し協議又は調整を行うため	交渉団体である会派において指名した議員	事務局長																		
正副常任委員長会議	常任委員会の運営又は調査に関し協議又は調整を行うため	常任委員会の正副委員長である議員	議長																		
正副特別委員長会議	特別委員会（当初予算又は決算に係るものを除く。右欄において同じ。）の運営又は調査に関し協議	特別委員会の正副委員長である議員	議長																		

	<u>又は調整を行うため</u>		
<u>特別委員会</u> <u>世話人会</u>	<u>特別委員会（議長を除く全議員で構成するものに限る。）の運営に関し協議又は調整を行うため</u>	<u>当該特別委員会の正副委員長である議員及び交渉団体である会派において指名した議員</u>	<u>当該特別委員会委員長</u>
<u>発議案調整会議</u>	<u>発議案の取扱いに関し協議又は調整を行うため</u>	<u>交渉団体である会派において指名した議員</u>	<u>議会運営委員会委員長</u>

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要がある場合は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において設けることができる。
- 3 前項の規定に基づき協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15章 [略]

(議員の派遣)

第114条の2 [略]

第16章 [略]

(会議規則の疑義)

第115条 [略]

第16章 [略]

第116条 [略]

第17章 [略]

(会議規則の疑義)

第117条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。